

事業者の皆様へ



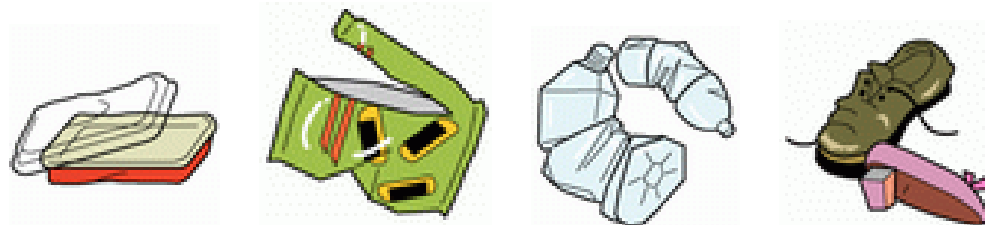
— 事業系一般廃棄物の分別について —

所沢市では、事業活動に伴って生じた「一般廃棄物」については、「燃やせるごみ」のみ有料で受入れています。

「燃やせるごみ」以外のプラスチックや破砕ごみ類等については、クリーンセンターへの搬入はできません。

市では、事業系一般廃棄物について、「燃やせるごみ」以外のものが搬入されていないか検査を実施しておりますが、分別の正しくないものが見受けられます。この場合、排出元となります事業者様を訪問させていただくこともありますのでご協力お願いいたします。

○以下のごみは「燃やせるごみ」ではありません！



お弁当等の容器 プラ製の袋など ペットボトル 靴などの革製品

○以下のものはできるだけ、資源化をお願いいたします！



段ボール 雑誌 新聞紙 パンフレットなど

※汚れている等、資源化に適さないものは「燃やせるごみ」へ

問い合わせ先：環境クリーン部資源循環推進課 Tel.04-2998-9146

みんなで取り組むことが大切です！～ごみの減量と資源化に向けて～

市

- ・地域で取り組むための計画・ルール作り
- ・分別や資源化に関する周知・啓発など

再利用・ごみの資源化、減量化

市民

- ・物を長く大切に使用する
- ・再生品の使用
- ・分別等の協力

事業者

- ・事業活動に伴う廃棄物を自らの責任で処理すること
- ・物の製造において、生産物が廃棄物になることを考慮し、処理が困難にならないようにすること

※事業者の皆様におかれましても、さらに「ごみの減量化・資源化」に取り組んでいただきますようお願いいたします。

《事業者の皆様に取り組んでいただきたい項目の例》

- 1 古紙類（シュレツダー古紙を含む。）を資源化する。
- 2 金属類（缶等）を資源化する。
- 3 びん類を資源化する。
- 4 ペットボトルなどプラスチック類を資源化する。
- 5 生ごみを資源化する。
- 6 商品容器を購入先に返却する。
- 7 自己処理を推進する。
- 8 包装材の使用を抑制する。
- 9 余分な資料など不必要なコピーを減らす。
- 10 裏紙利用を進める。

お問い合わせは

所沢市役所 資源循環推進課

Tel. 04-2998-9146

まで。

